

## 見直しの効果について

### 1 財政の安定化

県が市町村からの納付金を原資に、国保の保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととなるため、市町村の財政運営が従来より安定します。

### 2 保険者機能の強化

県は、安定的な財政運営や効率化のため、市町村との協議に基づき、県内の統一的な方針となる「国保運営方針」を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していきます。

### 3 サービスの拡充

次に記載する高額療養費の多数回該当のカウントの通算による負担軽減等の加入者へのサービスが向上されます。

## 見直しに伴う加入者への影響について

市町村と県との間の国保に関する財政運営の仕組みは変更となりますが、保険料（税）の決定や、保険料（税）の納付先、保険給付の申請、各種届出の窓口など、加入者に関する部分は、これまでどおり市町村が行います。

また、加入者が受けられる医療についても、この見直しでは変更はありません。

平成30年4月以降から変更となること

被保険者証（以下「保険証」という。）の様式が変更になります。 ※大山町は平成30年8月から	○県も国保の保険者となるため、保険証に「鳥取県」と表記されるようになります。 ○保険証の発行については、これまでどおり市町村が行います。
高額療養費の多数回該当の取扱いが変更となります。 ※平成30年4月から	○「高額療養費の多数回該当」として、過去12ヵ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担額が引き下げられる制度があります。 ○これまで他の市町村に住所が変わった場合、保険者が変わることからリセットされ、新たに1回目からカウントとされていました。 ○今後は、県が保険者となることから、県内の他の市町村に住所が変わった場合でも、通算されて加入者の負担額の軽減が継続されます。 ※ただし、他の都道府県に異動した場合は、これまでどおりリセットされ、1回目からのカウントになります。

## 医療費削減へのご協力を！

市町村が県へ支払う納付金は、医療費指数等が反映されます。過去3年の医療費（年齢調整あり）が全国平均より高いほど高い額を支払うこととなります。納付金が高くなると、保険税額・税率を上げなければならなくなります。

ジェネリック医薬品の活用や各種健康診査を積極的に受診するなど、医療費削減へのご協力をお願いいたします。

### ■国保制度は、国民皆保険を支える最後の砦です。

これからも将来にわたり守り続けるためにも、平成30年4月からの国保制度の見直しにご理解、ご協力をお願いします。これからも、加入者の皆さまが安心できる国保制度を、県と市町村で支えていきます。

国保の窓口は、平成30年4月以降も引き続き市町村です。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎0859-54-5210